

※ 本書は、新たに被扶養者として認定申請をする家族が、申請前に勤めていた会社を退職している場合、提出が必要です。

雇用保険の失業給付に係る誓約書

私の家族(下記、認定申請者)は、

年 月 日 付けて (会社名) を

自己都合・解雇・倒産・契約期間満了・出産・傷病・その他() の理由で退職しましたので、

雇用保険の失業給付について、(証明書類を揃えて ・ 証明書類が発行され次第、後から提出して) 申し出ます。

該当する項目の□に✓を入れてください。

雇用保険(失業給付)に関して	その他申告すべきこと	証明書類(全て写し)
<input type="checkbox"/> ① 雇用保険未加入		未加入を証明する書類または給与明細書
<input type="checkbox"/> ② 受給資格がない		「雇用保険資格喪失確認通知書」
<input type="checkbox"/> ③ 受給しない(放棄)	理由:	「離職票1」「離職票2」に不支給を証明するハローワークの「法第4条第3項不該当」の押印があるもの
<input type="checkbox"/> ④ 受給延長する	理由:	「離職票1」「離職票2」「受給期間延長通知」
<input type="checkbox"/> ⑤ 受給申請する	いつ頃 年 月 日頃	「離職票1」「離職票2」申請後に「雇用保険受給資格者証(全頁)」
<input type="checkbox"/> ⑥ 失業給付の待機期間中または給付制限期間中	いつ迄 年 月 日迄	「雇用保険受給資格者証(全頁)」
<input type="checkbox"/> ⑦ 受給中	受給日額 円	「雇用保険受給資格者証(全頁)」
<input type="checkbox"/> ⑧ 受給終了	受給満了日 年 月 日	「雇用保険受給資格者証(全頁)」

つきましては、下記事項について誓約・同意いたします。

- 「健康保険被扶養者異動(認定申請)届」に雇用保険の失業給付に関する証明書類を添えることができなかった場合は、発行され次第、速やかに公文健康保険組合に提出します。提出ができなかった場合、認定申請が取り消されても意義はありません。
 - 上記、③・④・⑤・⑥を申告したのちに、雇用保険失業給付の受給を開始したとき、または⑦の給付日額に変更があったとき、失業給付の日額が3,612円以上(60歳以上・障がい者は5,000円以上)の場合は、速やかに「健康保険被扶養者異動(削除申請)届」に「雇用保険受給資格者証」(全頁写)と保険証を添えて、事業所経由で公文健康保険組合に提出します。
 - 被扶養者の認定申請と同時期に失業給付の受給申請をし、給付制限期間がなく待機期間のみであることが判明し、かつ、失業給付の日額が3,612円以上(60歳以上・障がい者は5,000円以上)の場合は、被扶養者の認定申請自体が取り消されても意義はありません。
 - 被扶養者認定期間中に雇用保険の失業給付を3,612円以上(60歳以上・障がい者は5,000円以上)を受給したにも関わらず被扶養者削除に関する届出を怠った場合は、事実が発生した日(失業給付の受給開始日)まで遡って被扶養者の認定を取り消されても意義はありません。
- また、取り消された期間中に受けた保険給付金や補助金などは、全額、公文健康保険組合に返還します。

公文健康保険組合 理事長 様

健保受付印

年 月 日

被保険者氏名(自書)

認定申請者氏名

健保使用欄	決裁	印	印	印	控え送付日	年 月 日	備考
-------	----	---	---	---	-------	-------	----